

※この資料は、平成28年2月26日に兵庫県経営協が全国経営協と共同開催した「社会福祉法人制度改革対応セミナー」資料の一部抜粋です。兵庫県経営協では、会員法人向け事業として、各種セミナーや情報発信等を行っています。

平成27年度 都道府県経営協

# 社会福祉法人制度改革対応セミナー

## ～目次～

### 1. 講義

「各法人における社会福祉法改正への対応～施行に向けた準備」  
..... 1

2. 講義関連資料..... 27

### 3. 事業説明

「財務規律の課題～社会福祉充実残額の具体的算定方法」  
..... 39

4. 参考資料..... 55

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国社会福祉法人経営者協議会

平成27年度  
都道府県経営協  
社会福祉法人制度改革対応セミナー

全国社会福祉法人経営者協議会 制度・政策委員会

## 1. 制度改革に至る経過、背景

## 前提として

- ・社会福祉法人の役員・職員として今何が問題なのかを知り対処する。
- ・社会福祉法人制度は昭和26年社会福祉事業法成立以降、それほど大規模な変更がなく、今日に。しかし、環境は大幅に変化した。
- ・財源が税金から社会保険等の限定された制度。社会保障費が増大。直接的な利用者への説明＋財源を負担する人への説明責任。
- ・今回の改革は今まで現場の施設長・職員が提供しているサービスが批判されたり否定されているのではない。
- ・改正法案は、「基本設計図」の段階である。  
法案成立後、政省令、通知の改正、ガイドラインの作成へ。
- ・今後、各法人がこの改訂を真摯に受け止めて改善の具体的な動きをしないと、社会福祉法人批判は倍増し、深刻なものとなる。

## 今、何が問われているか

個々の社会福祉事業ではなく社会福祉法人(経営)そのものが問われている

- ◎ 社会福祉法人のミッション、存在意義  
⇒ 他の主体との違いは何か
- ◎ 公共性、非営利性、公益性  
⇒ 税制とも関係
- ◎ 自律的な法人経営  
⇒ 社会福祉法人の主体的な取り組みの重要性

あわせて、これまでにやってきたことが国民の皆さんに十分に理解されていないことについては、実践を通じた一層の情報発信を！！

## 「規制改革実施計画」H26.6.24閣議決定

### ○事業者のガバナンス

- ・財務諸表の情報開示 HP上で開示
- ・補助金、役員報酬等の情報開示
- ・内部留保の明確化
- ・調達 of 公正性・妥当性の確保
- ・経営管理体制の強化
- ・所轄庁による指導・監督の強化

### ○経営主体間のイコールフティング

- ・多様な経営主体によるサービスの提供
- ・補助金の実態把握と地方公共団体への要請
- ・社会貢献活動の義務化

## 政府税調 公益法人の法人税に関する主な論点 H26.6税制調査会DG

①「収益事業の範囲であっても、特定の事業者が行う場合には非課税とされている事業」

(例えば社会福祉法人が実施する介護事業)

について「見直しが必要である」

②「収益事業の規定方法」を「現行の限定列挙方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税と」する「ような方向での見直しを検討すべき」

法人税は、法人税法施行令の「収益事業」(限定列挙34項目)に課税。但し、「収益事業」であっても、例外的に、公益法人等には非課税適用がある。

例、「医療保健業」(収益事業)でも、社会福祉法人が行うものは非課税。

介護保険事業や障害関係事業は医療保健業に分類される。

# 平成27年度 税制改正大綱

H26.12

「公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税において軽減税率とみなし寄付金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。」

H27.12「関連制度の見直しの動きもみられており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。」与党税制改正大綱

※まだ、今後再燃する恐れがある。さらに、固定資産税への波及も懸念される

## 社会福祉基礎構造改革の基本的方向

- サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立  
(措置から契約へ)
- 個人の多様な需要への地域での総合的な支援  
(ケアマネジメントの推進)
- 幅広い需要に応える多様な主体の参入(供給量の確保)
- 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の確保  
(第三者評価の推進)
- 情報公開による事業運営の透明性の確保
- 増大する費用の公平かつ公正な負担
- 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

## 2. 社会福祉法人制度改革について

経営協が考える

### 社会福祉法人としての姿勢

- 今回の法律改正を前向きにとらえ、これを活かしていくことで、より一層、国民の負託に応えうる組織となり、我われの存在意義を示していく
- 社会福祉法人は、“奉仕の精神”に徹するだけではなく、社会の動脈として人びとの絆を結ぶ役割を率先して担うべき

- ① 法人経営というものに対して、我われ自らが今まで以上に襟を正していくという姿勢を国民の皆様を示す  
⇒ ガバナンスの強化
- ② 国民の皆様が感じている、我われに対する誤解を解いていきたい  
⇒ 財務規律の強化、経営情報の開示
- ③ 社会福祉法人の存在意義を今まで以上に示していきたい  
⇒ 地域における公益的な取組

# 社会福祉法改正の内容

○公共性・公益性を担保する事業の在り方とは

地域における公益的取組を実施する責務

○公益法人としての性格を明確にする組織の在り方とは

事業運営の透明性の向上

経営組織のガバナンスの強化

財務規律の強化

## 3. 社会福祉法改正の内容と対応

# 社会福祉法改正の内容

- 地域における公益的取組を実施する責務
- 事業運営の透明性の向上
- 経営組織のガバナンスの強化
- 財務規律の強化

社会福祉事業の充実・拡大と「地域における公益的な取組」の実践により、地域の福祉課題に貢献する  
(利用者ニーズへの対応力)

社会福祉事業の充実・拡大 → 制度や市場で満たされない新しいニーズへの対応

## (1) 実践している社会福祉事業のサービスの質の向上

第三者評価の積極的な活用と苦情解決の取り組み促進

## (2) 地域における公益的な取組を実施する責務 (H28. 4)

地域における公益的な取組とは、「日常生活・社会生活上の支援が必要な人に無料または低額な料金により福祉サービスを提供する」こと。

これは社会福祉法人の責務。

「社会福祉充実計画」の優先順位=余裕財産がある法人に再投下を義務付ける。  
1番目は社会福祉事業に投下、2番目に地域公益事業(事業をおこなおうとする区域の地域住民等の関係者の意見を聞いたうえで行う公益事業)。

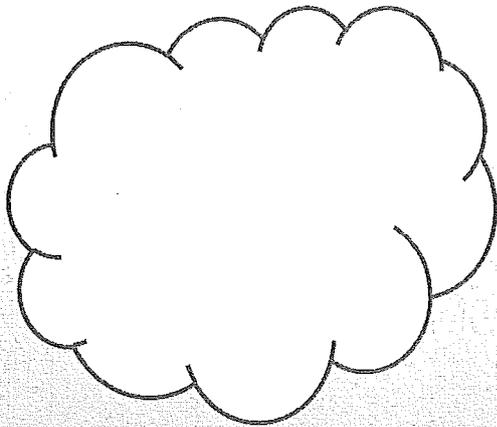
## (3) 他法人との連携・協働による地域の福祉ニーズへの対応

## (4) 自法人・施設が行う事業、実践等に関する積極的な情報発信

# 社会福祉法人の事業①

原型

制度として成立  
社会福祉事業法〔1951(S26)年〕



慈善事業≒福祉的行為  
先駆的取り組みとして  
先達の事業



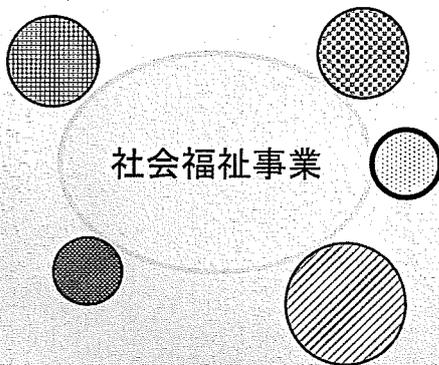
「慈恵的な施与」⇒制度として保障する  
法の対象になるものとならないものの峻別  
社会福祉法人の誕生  
欧米のソーシャルワークの考え方導入



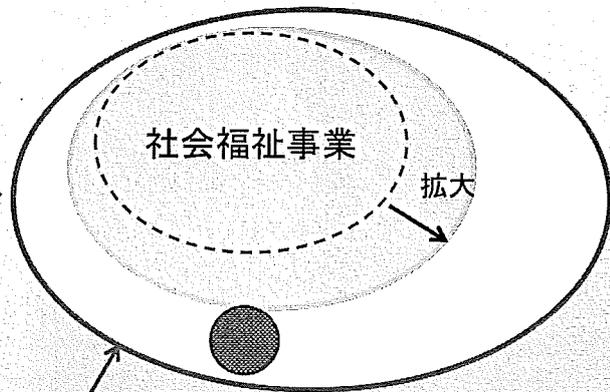
# 社会福祉法人の事業②

社会、経済等の環境変化

社会福祉法の成立以降〔2000(H12)年〕



制度から外れた対象  
保育、介護ニーズの拡大  
新しい福祉ニーズの発生  
制度で救えない対象



社会福祉を目的とする事業(第1条)  
(福祉サービス)

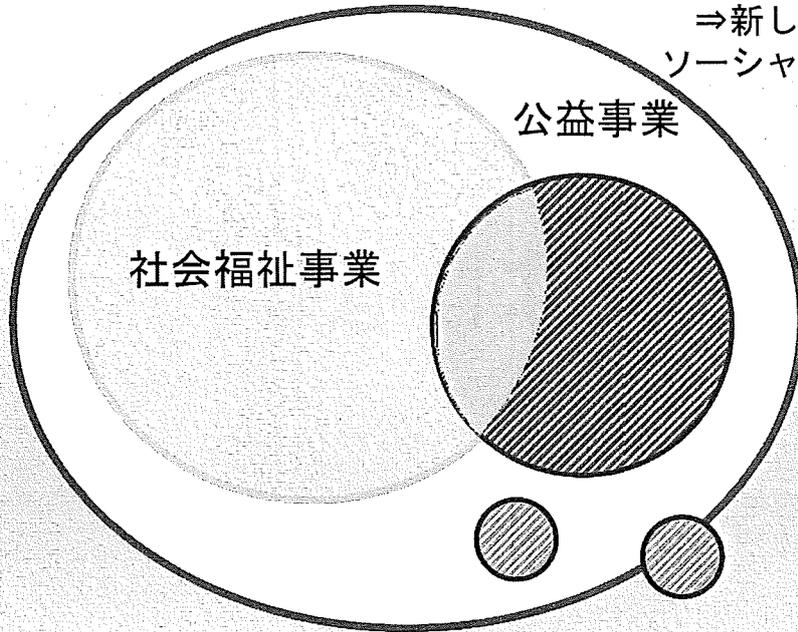
(● = 例、生活困窮者問題)

# 「地域における公益的な取組」の位置付け

(改正案) 社会福祉法第24条(経営の原則) 2 P20

社会福祉法人は…日常生活上または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

地域における公益的な取組とは  
⇒新しいニーズの発見  
ソーシャルワークの重要性再認識



- ① 社会福祉事業対象者への無料・低額の事業
- ② 充実計画の地域公益事業(法26条の公益事業)「当該事業区域の住民等の意見」を聴く
- ③ その他法人独自の公益的な取り組み

## 地域における公益的取組について

重要な視点

- 地域
- 無料又は低額(財政的負担に限らず、人、施設設備等でも)
- 福祉サービス

さらに

慎ましく

知ってもらおう

見える化

見せる化

経営協の意見  
公益的取組を実施する責務に対する主張

地域によってそのニーズに違いがある  
全ての法人が取り組めるように、

**限定列挙はしない**

ように要望

19

## 社会福祉法改正の内容

- 地域における公益的取組を実施する責務
- 事業運営の透明性の向上
- 経営組織のガバナンスの強化
- 財務規律の強化

# 事業運営の透明性の向上

P33



昨年度より  
インターネット  
を通じて

- ・現況報告書
- ・貸借対照表
- ・収支計算書

を公開(通知)

その上に

- ・定款
- ・役員報酬基準
- ・役員報酬総額
- ・利害関係者との取引(財務諸表への注記対象の拡大)も公開

21

## 経営協HPに登録

示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

全国社会福祉法人経営者協議会のホームページへようこそ。

### 全国経営協

あなただけの12:1228 入目の加島洋子

知る (概要紹介)	もっと知る (活動内容)	会員になる (入会のご案内)	お問い合わせ (お近くの経営協)	発信! 社会貢献 (がんばろう! 社会福祉法人)
--------------	-----------------	-------------------	---------------------	-----------------------------

**「会員法人情報公開ページ」の登録・公開状況**

平成27年11月26日(木)現在  
平成27年度分情報公開法人数  
**4,721法人**

経営情報の登録・公開、閲覧はこちら

**会員法人情報公開ページ**

**研修会**  
本会員でない福祉施設を運営する社会福祉法人もご参加いただけます。  
 ■ 全国経営協の『分野別』研修領域  
 ■ 全国経営協の研修会(イメージ)  
 ■ 全国経営協 平成27年度研修事業一覧  
「参加」 理不登付由の研修会はありません

新社会福祉法人  
会計基準・社会福祉法人

22

全国経営協として

「会員法人情報公開ページ」で  
全会員法人が情報開示を

- 財務諸表や現況報告書にとどまらない情報公開を行うことで、社会福祉法人への理解を浸透させる
- 地域に向けた公益的取組を伝える
- 説明責任を果たすという姿勢を示す
- 業界が一丸となって取り組んでいることを示す

## 社会福祉法改正の内容

- 地域における公益的取組を実施する責務
- 事業運営の透明性の向上
- 経営組織のガバナンスの強化
- 財務規律の強化

## 経営組織のガバナンスの強化

### 評議員会

役割が全く変わる P12,13

1. 現在の原則設置から必ず設置すること。
2. 現在の諮問機関から議決機関となる。
3. 議決事項は、  
理事、監事、会計監査人の選任・解任  
定款変更等の重要事項  
計算書類  
役員及び評議員の報酬基準の決定 など
4. 定時評議員会は毎会計年度終了後 1回

25

## 経営組織のガバナンスの強化

### 評議員

評議員の性格が変わる P12,13

1. 定数は 理事定数(6名) + 1名以上とする。  
但し、小規模法人については4名以上からスタートする。H3 2.3 まで。
2. 任期は4年又は 6年以内とする。
3. 社会福祉法人の適正な運営に識見を有する者から選任 (改正前と性格が全く異なる点に注意)
4. 役員、当該法人の職員が兼ねることはできない。  
役員及び評議員の親族等が含まれてはならない。
5. 法人への損害賠償責任、第三者に生じた損害賠償責任を負う

26

## 経営組織のガバナンスの強化

### 理事会・理事

P14,15

#### 1. 業務の執行機関として役割、権限を明確化する。

(社会福祉法人の業務執行の決定。理事の職務の執行の監督。理事長の選任および解任。や、評議員会に提出する計算書類、事業報告書の承認等を行う。)

#### 2. 理事は6名以上。評議員会で選任。任期2年以内。

社会福祉事業の経営に識見を有する者、事業の区域における福祉事情に通じている者、施設管理者、が含まなければならない。親族等特別な関係のものが3名又は1/3を超えてはならない。

27

## 経営組織のガバナンスの強化

### 監事

P16

#### 1. 理事の職務の執行、計算書類・事業報告の監査、理事会議事録の署名を行う。

会計監査人の解任及び選任ができる。

#### 2. 定数は2名以上。

社会福祉事業について識見を有する者、財務管理について識見を有する者が含まなければならない。各役員と特殊の関係にある者が含まれてはならない。

#### 5. 評議員会で選任。任期2年以内

28



# 経営組織のガバナンスの強化

## 会計監査人

P16

1. 一定規模以上（収益10億円、負債20億円以上か？）の法人  
に対して**設置を義務付ける。**

会計監査人は公認会計士または監査法人

法人の計算書類及び付属明細書の監査⇒監査報告を作成

2. それ以外の法人は税理士などの点検、監事に公認会計士又は税理士を登用する等で対処。

31

経営協の意見

## 会計監査人の設置について

事業収入10億円と仮定すると、  
スタッフが200人ほどの組織が対象

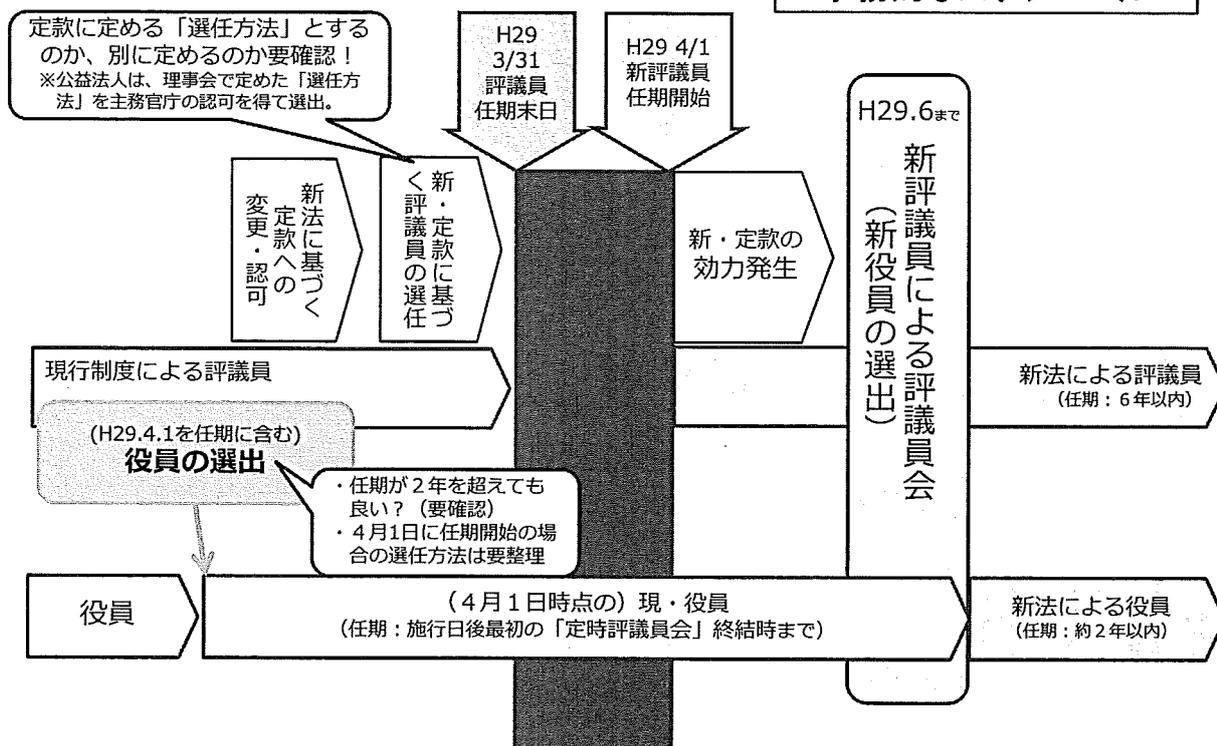
監査の内容  
事務負担量  
コスト

要検討！

32

# 役員、評議員の選任

各法人の対応すべき  
事務的なスケジュール



## 社会福祉法改正の内容

- 地域における公益的取組を実施する責務
- 事業運営の透明性の向上
- 経営組織のガバナンスの強化
- 財務規律の強化

# 内部留保問題について

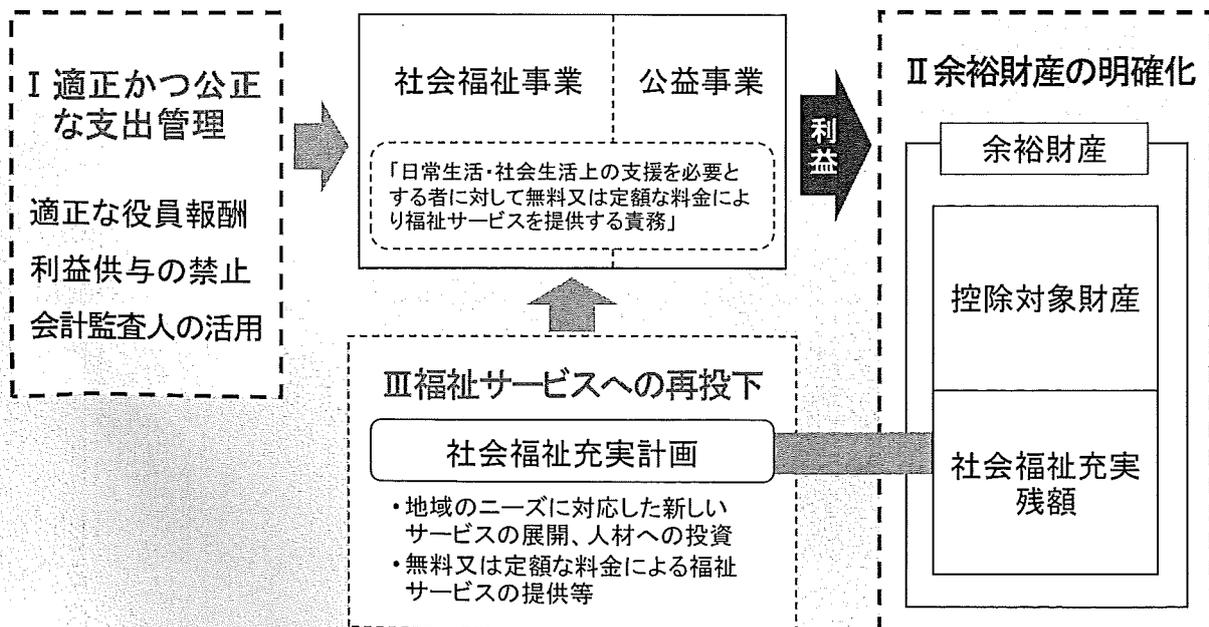
P18,19

今まで、内部留保についての  
**正式に認められた定義**  
はないにもかかわらず、  
金額(発生源内部留保)だけが先行して  
話題となった  
(我々も定義を示せず不十分であった)

35

# 社会福祉法人の財務規律の強化

P18,19



36

社会福祉充実残額の算定について  
～全国経営協の考え方～

- 1.〔原則〕法人の主体性、自律性を棄損しない算定方法とする ※P41「基本的な考え方」参照
2. 実在する（投資可能な）資産から、社会福祉充実残額を算出すべき
3. 事業継続に必要な財産の算定にあたっては、地域差・実施事業等の個々の法人の実情が反映できるしくみとする
4. 控除対象財産とした資産の用途について、柔軟性を認める

## 社会福祉法人の財務規律の強化

社会福祉充実計画は、

1. 公認会計士などによる合理性の確認
2. 地域住民の意見聴取（地域公益事業）
3. 所轄庁の承認

**承認**社会福祉充実計画

経営協の意見

財務規律の強化については

## 控除対象財産

の計算根拠をどう考えていくべきか

## 社会福祉充実残額

をどのように扱うべきか

⇒ 検討が必要

39

経営協の意見

財務規律の強化への主張

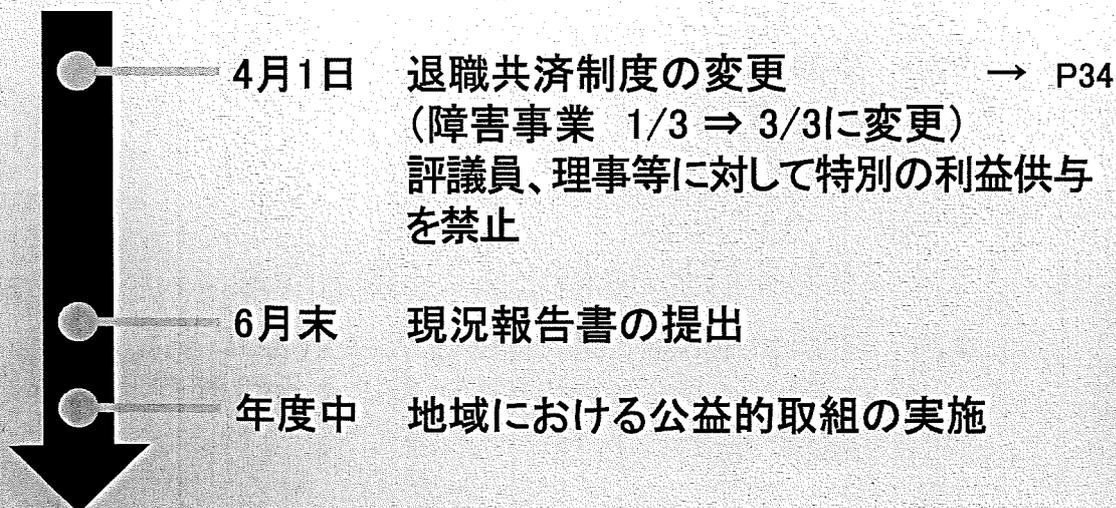
法人の理念を尊重し、  
経営の主体性、自立性を  
損なわないようにすべきである

40

# 施行に向けたスケジュール

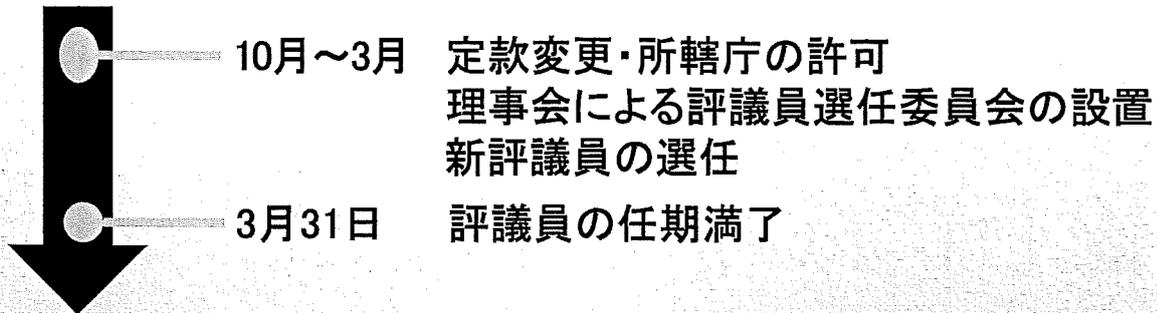
## 透明性の向上、公益的取組

平成28年度

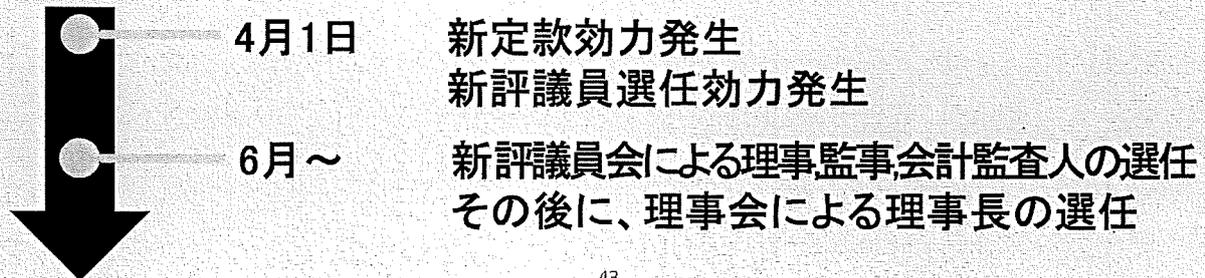


# ガバナンスの強化について

平成28年度



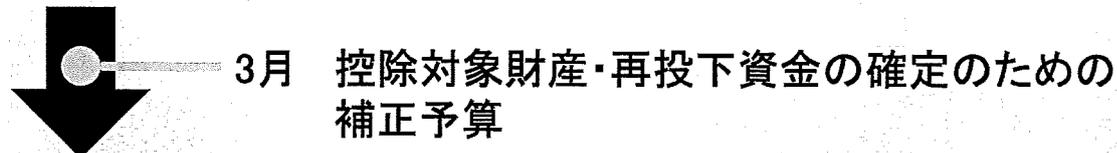
平成29年度



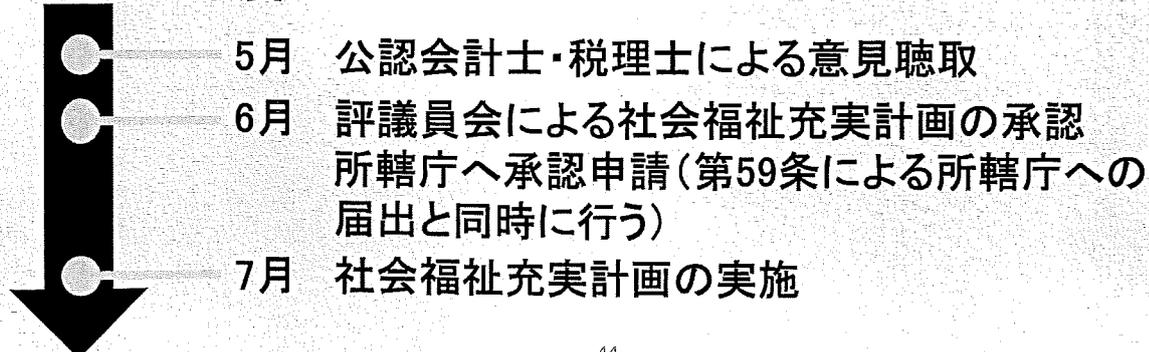
43

# 財務規律について

平成28年度



平成29年度



44

## 4. 全国経営協の取り組み

P21～25

45

### 社会福祉充実残額の明確化

- 今般の社会福祉法改正において、いわゆる内部留保の明確化を図るという秩序がつけられることを前向きに評価している
- 一方で、社会福祉法人の事業内容や規模は多様であることから、法人理念と経営判断を十分に尊重することが求められる
- このため、現在の事業を継続するために必要な財産の額（以下、「控除対象財産」）、職員処遇の向上を含む社会福祉の充実・発展に再投下しうる財産の額（以下「社会福祉充実残額」）のそれぞれを明確にするにあたっては、社会福祉法人の主体性や自律性を棄損しない算定方法とする必要がある

## 会計監査人の設置義務、監査のあり方

- 公益社団・財団法人は「収益又は費用損失1000億円以上、負債額50億円以上」の法人に設置義務があることから、今例示されている基準の妥当性はどうか
- 社会福祉法人の公益性や非営利性に着目した、必要かつ適切な監査項目に絞るべき
- 厚生労働省令で定める「会計監査報告」の内容について、監査の具体的項目、そのために必要な業務量（工程数）および報酬額について、基準を作成する必要がある

## 資金使途の弾力化等について

### ○措置費、保育所運営費

- すべての法人において、法人本部機能の強化や地域における公益的な取組を積極的に推進するとともに、「社会福祉充実計画」を実効あるものにしていくためには措置費、保育所運営費の使途の弾力化又は費用算定上に含める等の対応が不可欠である
- 複数法人での連携・協働による取り組みを推進するためには一定のルール化を図った上で法人外への資金拠出を可能とする必要がある

### ○職員配置や施設・設備

社会福祉法人が多様な実践を進めていくため、各事業における職員配置や設備に関する規制の見直しも必要である

## 法人本部機能の強化と事務の簡素化

- 今回の制度改革を前向きにとらえ、しっかりと乗り切っていくためには法人本部機能の強化が不可欠であり、このための財政面での整備も必要である。
- あわせて、所轄庁への届出等について、作成書類の軽減をはじめとする事務の簡素化の実現も必要である。

## 評議員・評議員会の必置

- 新制度による最初の評議員の選任方法  
「選定委員会」以外の方法があり得るのか。特に、2回目以降の評議員の選任方法として、評議員要件を併せて定款に定めることを要件に、評議員会で選任が可能か。
- 要件について  
「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する」  
他の社会福祉法人の評議員の選任を可能とすべき  
※厚生労働省では、「識見を有する」と考えられる人材の例を示すこととしている。

## 地域における公益的な取り組み

- 全国一律ではなく、各地域の実情に即して、すべての法人が積極的に取り組むことができるよう、その内容については、限定列挙しないことが必要である。
- 法人による多様な取り組みを促進、創出するためには所轄庁の理解と支援が必要であり、各地方独自のルールなどができないよう、適切な指導監査が行われるような方策を講じる必要がある。

社会福祉法人における財務規律の課題  
～社会福祉充実残額の具体的算定方法～

全国経営協 事務局

今日、お伝えすること

1. 制度見直しに関する基本的な考え方
2. 社会福祉法人の財務規律について
3. 「社会福祉充実残額」の算定方法について
4. 今から準備すること等
5. 全国経営協の取り組み

# 1. 制度見直しに関する基本的な考え方

- 今般の社会福祉法改正において、いわゆる内部留保の明確化を図るという秩序がつけられることを前向きに評価している。  
⇒ 国民の皆様が感じている、社会福祉法人に対する誤解を解く
- 一方で、社会福祉法人の事業内容や規模は多様であることから、法人理念と各法人の実情を十分に尊重することが求められる。
- このため、「控除対象財産」や「社会福祉充実残額」の明確化にあたっては、各社会福祉法人の主体性や自律性を棄損しない算定方法とする必要がある。

3

# 2. 社会福祉法人の財務規律について

## 【公益性を担保する財務規律】

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

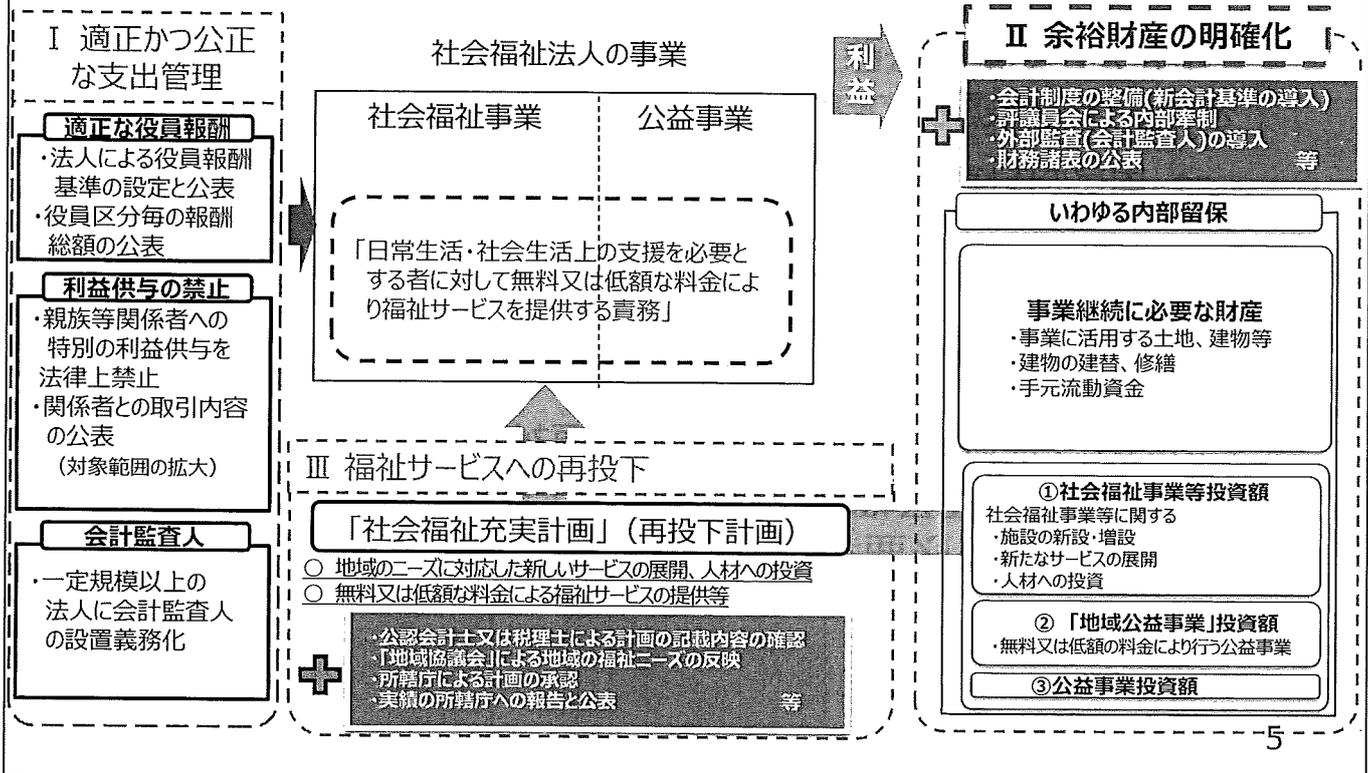
社会福祉法人の財務規律のあり様は、本質的な問題の1つ。

(参考資料参照)

4

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下



## I 適正かつ公正な支出管理

- 役員報酬基準の設定
- 関係者への特別の利益供与の禁止
- 外部監査の活用
  
- 関連当事者との取引に関する情報公開

## Ⅱ 余裕財産の明確化

### □ 「いわゆる内部留保」の明確化を図る

○「事業継続に必要な財産」と「社会福祉充実残額」に区分

※**規制改革実施計画**（H26.6.24閣議決定）

- ・ 厚生省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。

加えて

- ・ 会計制度の整備（法律上に明確に位置づけ）
- ・ 評議員会による内部牽制
- ・ 外部監査（会計監査人）の導入
- ・ 財務諸表の公表 など

7

## Ⅲ 福祉サービスへの再投下

【社会福祉充実残額がある場合】

- ・ 「社会福祉充実計画」を作成 ⇒評議員の議決・所轄庁の承認
- ・ 計画の作成にあたっては、
  - ①社会福祉事業、公益事業
  - ②地域公益事業
  - ③その他の公益事業の順にその実施を検討する。
- ・ また、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聞かなければならない。
- ・ 地域公益事業を行う場合には、事業区域の住民等の意見を聞かなければならない。

8

### 3. 「社会福祉充実残額」の算定方法等について

- 現時点では、計算方法等の詳細は示されていない。
- 制度・政策委員会において、有識者の参画を得つつ、経営協としての「案」を厚労省に先じてとりまとめ、提示する。
- 以下の説明は、現時点での経営協の考え方に基づくもの。

(福祉医療機構 千葉正展氏による資料を使用)

9

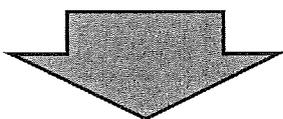
#### 社会福祉充実残額の算定について ～全国経営協の考え方～

- 1.〔原則〕法人の主体性、自律性を棄損しない算定方法とする ※P41「基本的な考え方」参照
2. 実在する（投資可能な）資産から、社会福祉充実残額を算出すべき
3. 事業継続に必要な財産の算定にあたっては、地域差・実施事業等の個々の法人の実情が反映できるしくみとする
4. 控除対象財産とした資産の用途について、柔軟性を認める

10

# 社会福祉充実残額の考え方

- 内部留保を明確化するために、下記2つを明確に区分する
  - 事業の継続に必要な額
  - それを超える額としての社会福祉充実残額
- 社会福祉充実残額として算定されたものについては、社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実、又は新規事業の実施に**充当**



- 従って社会福祉充実残額に対応する資産は（充当可能な）現金預金の形態でなければならない

11

P.36

## 社会福祉法人の余裕財産の明確化

- 社会福祉法人の (A) すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、(B)事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を(C)再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{(A)}$$

### (B) 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(考え方)

- 土地
- 建物
- 設備

※社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う  
\*基本金及び国庫補助等特別積立金の重複部分は調整

② 再生産に必要な財産

(考え方)

- 建替、大規模修繕
- 設備等の更新

※再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金

(考え方)

- 事業未収金
- 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

(C)

「社会福祉充実残額」

\*負債との重複部分については調整

12

## 算定の起点

### 福祉部会

- その他の積立金
- 次期繰越活動増減差額

これはいわゆる  
内部留保

### 法案

- 基本金
- 国庫補助金等特別積立金
- その他の積立金
- 次期繰越活動増減差額

充実残額は内部留保の明確化として算定されることを踏まえ、  
以下では、算定の起点を部会で示されたものを前提に考えることとする

13

## 内部留保に対応する資産等

1. 現預金として資産の形態をとっているもの
  - サービス活動収益から費用を支弁した残りで未使用もの
2. 固定資産として資産の形態をとっているもの
  - 過去の増減差額で蓄積した現預金を用いて固定資産を取得
    - 2つ目の施設整備に1つ目の自己資金を充当
    - 施設の大規模修繕等、資本的支出を行い、当該支出額を資産計上
3. 資産としては存在していないもの
  - 借入金償還に現預金を充当(利益償還済みのもの)

前述のように、充実残額は現金預金の形態である必要  
内部留保額のうち、上記2及び3は充当額算定対象外となる

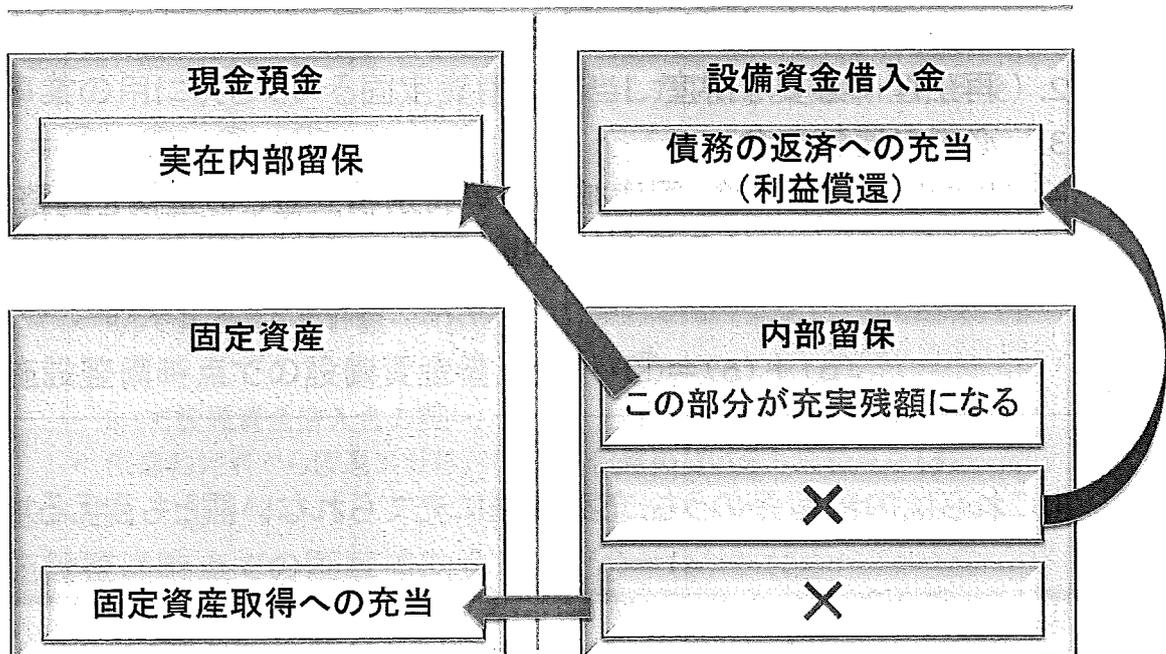
14

# 貸借対照表

資産の部		負債の部	
流動資産	1,350百万	流動負債	560百万
固定資産	4,380百万	固定負債	820百万
基本財産	2,480百万	設備資金借入金	760百万
土地	380百万	...	...
建物	2,100百万	退職給付引当金	6百万
その他の固定資産	1,900百万	負債の部合計	1,380百万
建物	50百万	純資産の部	
...	...	基本金	300百万
投資有価証券	300百万	国庫補助等特別積立金	900百万
その他の積立資産	600百万	その他の積立金	600百万
		次期繰越活動増減差額	2,550百万
		純資産の部合計	4,350百万
資産の部合計	5,730百万	負債及び純資産の部合計	5,730百万
実在する現預金等	2,250百万	(発生源)内部留保	3,150百万

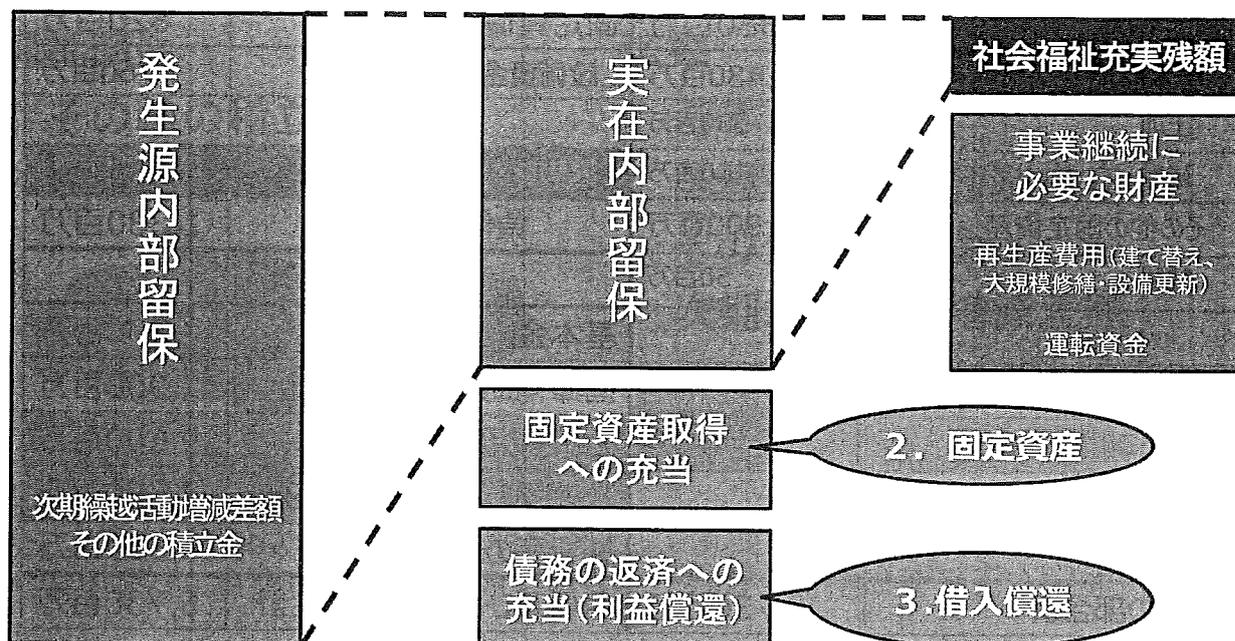
15

## 発生源内部留保に対応する資産等



16

## 社会福祉充実残額の算定手順



17

## 事業継続に必要な額

- 福祉部会資料では事業継続に必要な額として下記を控除
  - 社会福祉法に基づく事業の用に供されている固定資産
  - 再生産に必要な財産
  - 必要な運転資金
    - 1については基本金・国庫補助金等特別積立金との重複を調整
    - 1及び2については負債との重複を調整

これらは内部留保のうち、充実残額に充てられない額とも言える

18

## 社会福祉法人の余裕財産の明確化

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{㉠}$$

㉡ 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(考え方)

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※ 社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う  
\* 基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

② 再生産に必要な財産

㉢ (考え方)

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備等の更新 ㉣

※ 再生産に必要な財産については、補助金 融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金

㉤

(考え方)

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

\* 負債との重複部分については調整

㉦ 固定資産      借入償還 ㉧

実在内部留保

再生産に必要な財産

運転資金

㉨

「社会福祉充実残額」

10

## ㉦ 事業の用に供している固定資産 ～基本金・国庫補助金等特別積立金の調整

- ・ 事業の用に供している固定資産の取得に際し内部留保を用いた分については現金預金でないため充実残額にできない事業の用に供している固定資産に充当した内部留保額(調整後)  
= ① - ② - ③ - ④

固定資産取得時の額・・・① = (a) + (b)

- ・ B/Sで固定資産の額・・・(a)
- ・ B/Sで減価償却累計額・・・(b)

施設整備時点での設備資金借入金・・・② = (c) + (d)

- ・ B/Sで設備資金借入金の額・・・(c)
- ・ 償還約定表から償還累計額(完済して債務のない分も含む)・・・(d)

基本金・・・③

施設整備時点での国庫補助金等・・・④ = (e) + (f)

- ・ B/Sで国庫補助金等特別積立金・・・(e)
- ・ 固定資産明細表で国庫補助金等特別積立金取崩額累計額・・・(f)

20

## い 負債の返済に充当した額

- 設備資金借入金償還に際し、減価償却費で確保される現預金を充当して不足する場合は、増減差額で得た現預金を充てている(利益償還)
- こうして充てた増減差額は内部留保額となる一方で、債務返済に充てたため資産としては残存していない → 調整

設備資金借入金償還累計額(前ページ)－減価償却累計額 $>0$  のとき  
償還に充てられた内部留保額＝借入金償還累計額－(減価償却累計額－国庫補助金等特別積立金取崩累計額)

設備資金借入金償還累計額－減価償却累計額 $<0$  のとき  
減価償却による資金留保額＝借入金償還累計額－(減価償却累計額－国庫補助金等特別積立金取崩累計額)

過去利益償還した債務で完済済みのものについての調整も必要

21

## う 再生産に必要な額 建替に要する費用

- 当初取得された建物等については、法人の自己資金分は減価償却(負債充当分を除く)によって資金回収される
- 従って当初の施設整備の資金計画と同じ資金が確保できるなら純資産の部で示される内部留保で準備は不要
- しかしながら、次の2点については法人の自助努力で資金確保が必要 → この部分についての内部留保が再生産必要額
  - － 建築物価が当初整備時点から上昇している部分(建築物価統計等で設定)
  - － 補助金制度の見直しにより当初整備時の補助率より低くなった部分(当初補助率と充実残額算定時の補助率の差異で設定)

22

え

## 再生産に必要な額 大規模修繕・設備等の更新

- 大規模修繕や設備等の更新に係る支出額は、固定資産に計上され、後年度減価償却を通じて資金回収されるもの
- ただしこれらの支出は額が大きく、また借入によって必要資金が調達できない場合もあることから、法人の自助努力として内部留保を充当することも再生産に必要な額に含める
  - － 大規模修繕・設備等更新の一般的な発生周期及び平均的な金額(または発生額比率＝平均大規模修繕費÷平均固定資産額)から算定

23

お

## 必要な運転資金

- 必要な運転資金については、当初法人設立時の運転資金としては第3号基本金として保持されている
- しかしながら、入出金の月次変動によるミスマッチ、業者への支払サイト(未払期間)の変動、事業規模拡大(新たな施設整備)による追加的な運転資金の必要性などのため、一定の運転資金を自己努力として保持しておくことが必要
  - － 入出金のミスマッチ分等(上記)として、3ヶ月分の事業費相当額については、法人の自己努力として内部留保を充当する

24

経営協としては、

**各法人の実情に即した、**

**事業継続（再生産）に必要な財産額**

が確保できるような算定方法となるよう、今後とも厚生労働省への働きかけを続けていく。

25

## **4. 今から準備すること等**

- (1) 事業継続に必要な財産額を算出するためのデータの整理（過去の施設・設備整備）
- (2) 法人の中（長）期計画、施設建物・設備等の維持・更新に係る計画とそれに即した財務計画等の整備
- (3) 正しい会計処理、決算

26

## (1) 事業継続に必要な財産額(再生産費用) を算出するためのデータ

施設建物の ※サービス区分ごと

- ① 建設年
- ② 当初建築費
  - 資金調達割合
    - ・ 補助金
    - ・ 借入金 (借入期間)
    - ・ 自己資金 (寄附金/利益)
- ③ 減価償却期間
- ④ 延べ床面積
- ⑤ 再投資 (大規模修繕、増改築) がある場合
  - ・ 上記の①～③が必要。(変動がある場合は④も。)

27

## 5. 全国経営協の主な取り組み (財務規律関連)

- ・ 社会福祉充実残額の試算ツールの作成
- ・ 中(長)期計画策定マニュアル(仮)の作成
- ・ 「モデル経理規程」の見直し
- ・ 役員報酬基準(金額ではない)モデルの作成
- ・ 社会福祉法人会計実務者決算講座の開催等による正しい会計処理、決算に資する取り組み

28

# 経営協「会員法人情報公開サポートデスク」

本会では全会員法人のみなさまに、以下の対応を無料で行っています。  
ぜひとも、積極的なご活用をお願いいたします。

## 1. 情報公開に関する問い合わせ

会員法人情報公開ページの操作方法、改正通知の解釈など、  
情報公開に関するお問い合わせ

## 2. 登録代行作業（データ入力・登録の代行相談）

所轄庁へ提出した書類をメールでお送りいただければ、登録、  
公開作業を行います

電話番号 : 03-3581-7897 (直通)

メールアドレス : [koukai@keieikyo.gr.jp](mailto:koukai@keieikyo.gr.jp)

開設時間 : 9:30 ~ 17:30 (土・日・祝日休)

29

## 社会福祉法人制度見直しにかかる全国経営協の取り組み

### 1. 政策提言と反映

厚労省に先んじて全国経営協の  
考えを提案する。

(重点課題)

- 社会福祉充実残額の明確化  
: 事業継続に必要な財産額  
の算出方法
- 会計監査人の設置義務、監  
査のあり方
- 資金使途の弾力化 (保育所  
運営費、措置費)
- 法人本部機能の強化と事務  
の簡素化
- 評議員・評議員会
- 地域における公益的な取組
- ☆ 法人の主体性、自律性  
を確保

### 2. 啓発・理解促進

社会福祉法人の存在意義を  
改めて社会に示す好機ととらえ、  
すべての社会福祉法人がこの  
制度改正を乗り越える。

(主な取り組み)

- 都道府県経営協「セミナー」  
開催 (27.12~28.03)
- 『社会福祉法改正のポイント』(仮)の編集・刊行  
(全社協ブックレット)
- 会報『経営協』
- 平成28年度は、都道府  
県経営協「セミナー」を2回  
開催予定 (28.6~  
28.10~)

### 3. 支援ツール開発

すべての社会福祉法人による  
的確な対応を図ることにより、全  
国経営協の社会的責任を果た  
す。

(主な取り組み)

- 評議員の選任等にかかる解  
説資料の作成
- 役員報酬基準等の公表に  
かかるモデルの作成
- 財務規律の強化にかかる簡  
易なシミュレーションツールの  
作成 (全社協事業との連携)
- 「モデル経理規程」見直し
- 「アクションプラン」の改定と  
WEB経営診断の更新
- 中長期計画策定マニュアル  
(仮)の作成

### 4. 経営相談・支援

- 情報公開サポートデスクの運  
用 (~28年度)
- 全国段階での経営相談窓  
口 (受付) の設置 (検  
討)
- 小規模法人PTの創設  
(28年度~)
- 正しい会計処理、経理実務  
の支援

### 5. 広報・発信

- 全国経営協HP会員情報  
公開ページの運用
- 実践の「見える化」、「見せ  
る化」
- 電通PR社との「広報戦  
略」の実行 (28年度~)

全社協・社会福祉施設協議会連絡会 / 調査研究部会

(委員長: 磯 全国経営協会会長) / (部会長: 武居 全国経営協副会長)

- 控除対象財産の算出方法に  
関する種別協議会横断の取  
組みを進めるとともに、考え  
方の共通化を図る。

- 全国4会場での「経営セミ  
ナー」を開催、1,684名の参  
加。11/18東京にて追加開  
催。
- 今後も時期を見て開催。

- (主な課題等)
- 種別協議会を超えて、いかに幅広く制度改正への正しい理解を広  
げることができるか。(保育所、措置事業経営法人)
  - 会計処理、経理実務の支援と正しい財務諸表の作成に向けた取  
り組み。